

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

非上場株式の譲渡と配当に係る課税関係

Q 個人が上場していない会社の株式の譲渡をして譲渡益が発生した場合、どのような課税関係になるのでしょうか？また、その会社から配当をもらった場合の課税はどのように取り扱うのでしょうか？

解説

株式の譲渡と配当に係る課税関係は、その会社が上場しているかどうかで、取り扱いが一部異なるケースがあります。

1. 個人による非上場株式の譲渡

- ✓譲渡所得に分類されます。
- ✓税率は**20.315%**（所得税等 15.315%、住民税 5%）となります。
- ✓譲渡所得の計算式は以下の通りです。

$$\text{譲渡所得} = \text{売却価格} - (\text{取得費 (購入時の価格)} + \text{譲渡費用})$$

※取得費は非上場株式の購入代金、購入手数料などが該当します。

譲渡費用は、仲介手数料、印紙税などが該当します。

2. 個人が得た非上場株式の配当

- ✓非上場株式の配当が少額（年 10 万円以下）の場合は、確定申告をしないことも可能です。（ただし、住民税の申告は必要です。）
- ✓配当の額の**20.42%の額が源泉徴収**されます。
- ✓**総合課税**となります。
- ✓**配当控除**が受けられます。

※配当控除とは、総合課税を適用して配当金を申告したときに、次の金額を所得税から控除できる制度です。

$$\text{申告した配当所得金額} \times 10\% \quad (\text{課税総所得金額 } 1000 \text{ 万円超の部分は } 5\%)$$

ただし、外国の株式の配当等の場合は、配当控除の適用はありません。

要するに…

上場株式と非上場株式では税務上の扱いが大きく異なる点として、配当が挙げられます。上場株式のオーナーが多額の配当を得ても、2割程度しか税金がかからないのに対して、非上場株式のオーナーの場合は総合課税の適用を受けるため、所得税だけで最大 45%課税されます。